



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 大分銀行
代表者名 取締役頭取 後藤 富一郎
(コード番号 8392 東証第一部、福証)
問合せ先 執行役員総合企画部長
兼収益管理室長 高橋 靖英
(097-534-1111)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社大分銀行（頭取 後藤 富一郎）は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第211期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当行株式を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的に、株式併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	162,436,342 株
株式併合により減少する株式数	146,192,708 株
株式併合後の発行済株式総数	16,243,634 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	7,131 名 (100.0%)	162,436,342 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	284 名 (4.0%)	533 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	6,847 名 (96.0%)	162,435,809 株 (100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 284 名 (所有株式数の合計 533 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合の割合 (10 分の 1) に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	300,000,000 株
変更後の発行可能株式総数 (平成 29 年 10 月 1 日付)	30,000,000 株

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 211 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 211 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 5 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行可能株式総数は、3億株とする。 (単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3千万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第5条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第211期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月27日(予定)
株式併合および単元株式数の変更ならびに定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所および福岡証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

添付資料：【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A 1. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。
また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。
今回当行では、10 株を 1 株とする株式併合と 1,000 株から 100 株への単元株式数の変更を予定しております。

Q 2. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

- A 2. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき平成 30 年 10 月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当行におきましても、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとしたものです。
また、当行の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の投資単位（売買単位当たりの価格）について、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するため、10 株を 1 株にする株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個		300 株	3 個	なし
例②	1,500 株	1 個		150 株	1 個	なし
例③	1,385 株	1 個		138 株	1 個	0.5 株
例④	342 株	なし		34 株	なし	0.2 株
例⑤	7 株	なし		0 株	なし	0.7 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～⑤のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成 29 年 12 月頃にお支払いいたします。

また、効力発生前の所有株式数が 10 株未満の場合（例⑤のような場合）は、株式併合により、すべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、例③～⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値には影響を与えないのですか。

- A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様の所有の株式数は、株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5. 最低投資金額への影響はありますか。

A 5. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。
今回 10 株を 1 株に併合したうえで、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更しますので、併合後の 100 株は併合前の 1,000 株に相当し、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となります。

Q 6. 受け取る配当金額はどうなりますか。

A 6. 今回の株式併合により、株主様の所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。(よって当該端数株式に係る配当は生じません。)

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A 8. 単元未満株式の買取り (1 単元に満たない株式を当行が買取る) のお申し出は、お取引の証券会社にて受け付けております。現在の単元株式数 (1,000 株) での買取請求は平成 29 年 9 月 25 日 (月) まで、新しい単元株式数 (100 株) での買取請求は効力発生日以降となります。なお、証券会社に口座を作られていない株主様は、後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

Q 9. 株式の売買停止期間はありますか。

A 9. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の売買単位株式数 (1,000 株) でのお取引は平成 29 年 9 月 26 日 (火) までとなります。平成 29 年 9 月 27 日 (水) から新しい売買単位株式数である 100 株単位でのお取引となり、株価も平成 29 年 9 月 27 日 (水) より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q10. 株主は何か手続きが必要ですか。

A10. 特段のお手続きの必要はございません。
なお、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。
株式併合前の所有株式数が 10 株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q11. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A11. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 27 日 (火)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (火)	現在の単元株式数 (1,000 株単位) での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (水)	変更後の単元株式数 (100 株単位) での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (日)	株式併合、単元株式数変更、発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人 (特別口座の口座管理機関) にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部
〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話：0120-707-843 (フリーダイヤル)
受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)